

国保だより

被保険者数 39,387人
世帯数 28,227世帯
(令和7年4月1日現在)

～ あなたの暮らしと健康を守る国保の財源「保険税」 ～

八戸市 市民環境部 国保年金課 (令和7年7月発行)

保険税のしくみ

国民健康保険(国保)の保険税(国保税)は、保険給付費用の一部などに当たる「基礎分」のほか、後期高齢者支援金等の納付費用に当たる「後期高齢者支援金分」及び介護納付金の納付費用に当たる「介護分」の市区町村で必要な総額を国保加入者全員であん分し、それらを世帯ごとにまとめて世帯主に納めていただく税金です。

八戸市では、それらを所得に応じた所得割額、人数に応じた均等割額及び世帯数に応じた平等割額にあん分しています。

世帯ごとの納税額は、年度(4月～翌年3月)ごとに、国保加入者などの状況とその前年中(1月～12月)の所得を基に決められます。

なお、保険税を納める義務は世帯主にあり、世帯主が国保の加入者でなくても、世帯に1人でも国保の加入者がいれば、その世帯の保険税として世帯主が納めます。

保険税率と課税限度額

令和7年度税率 (あん分率)		基礎分	後期高齢者支援金分	介護分(※②) (40歳以上65歳未満の方)
所得割額	加入者ごとに	課税標準額(※①)×8.0%	課税標準額(※①)×2.4%	課税標準額(※①)×2.3%
均等割額	加入者1人につき	23,000円	7,000円	8,000円
平等割額	1世帯につき	25,000円	8,000円	9,000円
課税限度額 (世帯ごとの上限額)		65万円⇒66万円	24万円⇒26万円	17万円

※① 課税標準額 = 前年中(1月から12月)の所得金額の合計 - 基礎控除額

(課税標準額の計算結果がマイナスの場合の課税標準額は0円です)

所得金額の合計(総所得金額等)とは

事業所得(営業等・農業)、給与所得、雑所得(公的年金等)、不動産所得、利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得、山林所得、分離課税の土地建物等譲渡所得(特別控除後)、株式等譲渡所得・上場株式等配当所得などの合計

前年の合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	基礎控除なし

○保険税の課税標準額の算出には、**各種所得控除**(配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除など)は適用されません。

・年度の途中で40歳になる方

40歳に到達する月の分から介護分(※②)が該当しますが、年度当初の国保税額には計算されておりません。

40歳到達後に介護分(※②)を反映した税額変更通知書を改めてお送りします。

・年度の途中で65歳になる方

年度当初の国保税額に、65歳に到達する月の前月分までの介護分(※②)が計算されています。

・年度の途中で75歳になる方

75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に加入します。国保から脱退するため年度当初の国保税額はあらかじめ誕生日の前月分までが計算されています。(後期高齢者医療の保険料は別途通知されます。)

例) 夫(42歳)の前年給与収入350万円(給与所得控除後の額: 237万円)
妻(38歳)の前年給与収入150万円(給与所得控除後の額: 95万円)
子ども(15歳) の3人家族の場合

【所得割額の課税標準額】

・夫: 2,370,000円 - 【基礎控除】430,000円 = 1,940,000円
・妻: 950,000円 - 【基礎控除】430,000円 = 520,000円
合計: 2,460,000円

基礎分	所得割額	2,460,000円×8.0/100=196,800円	計: 290,800円 (100円未満切捨て)
	均等割額	23,000円× 3人 = 69,000円	
平等割額	25,000円× 1世帯 = 25,000円		
後期高齢者支援金分	所得割額	2,460,000円×2.4/100= 59,040円	計: 88,000円 (100円未満切捨て)
	均等割額	7,000円× 3人 = 21,000円	
	平等割額	8,000円× 1世帯 = 8,000円	
介護分(夫のみ対象)	所得割額	1,940,000円×2.3/100= 44,620円	計: 61,600円 (100円未満切捨て)
	均等割額	8,000円× 1人 = 8,000円	
	平等割額	9,000円× 1世帯 = 9,000円	
合計(年税額)			440,400円

《世帯1つの計算例》

保険税の納め方は「特別徴収」「普通徴収」の2種類です

【ア】特別徴収(年金からの天引き)

保険税を年金から天引きすることを「特別徴収」といいます。

右の全てに当てはまる場合に、世帯の保険税は世帯主の年金から天引きされます。

世帯主が65歳以上74歳以下の年金受給者かつ国保加入者で、世帯の国保加入者全員が65歳以上の場合は特別徴収が基本的な納め方です。

ただし、世帯主が75歳になり後期高齢者医療制度に移行する年度は、特別徴収を行わずに普通徴収(納付書払い又は口座振替)となります。

- (1) 世帯主が国保加入者
- (2) 世帯主の年金額が年額18万円以上
- (3) 世帯主の介護保険料と保険税の合計額が、特別徴収の対象とする年金の給付額の2分の1以内
- (4) 世帯の国保加入者全員が65歳以上

◇ 特別徴収のしかた

4、6、8月の特別徴収額(仮徴収分)は、前年の所得額が未確定のため、暫定の税額として前年度2月の年金天引き額と同額を徴収します。その後7月に今年度の年税額を決定し、年税額から仮徴収分を差し引いた金額を、10、12、翌年2月に特別徴収額(本徴収分)として徴収します。(条件に当てはまらない場合には、年度途中から普通徴収となる場合もあります。)

4、6、8月に特別徴収が開始となる方には、事前に国民健康保険税仮徴収額決定通知書をお送りします。

◇ 特別徴収対象の方が口座振替を希望される場合には手続きが必要です

【ア】の(1)から(4)全てに当てはまる方でも、年間8期の口座振替で納付することができます。

口座振替での納付を希望する場合は、次により手続きが必要です。

【用意するもの】 口座振替する預貯金通帳とその届出印

(別世帯の方が手続きする場合は、世帯主からの委任状も必要です)

【手続き場所】 10番窓口(国保年金課)

【注意事項】

- ・これまで口座振替を利用している方でも特別徴収が優先されます。
特別徴収ではなく口座振替での納付を希望する方は、必ずこの手続きが必要です。
- ・特別徴収が停止されるのは、口座振替の手続き後、概ね2～3か月後になります。
- ・保険税の口座振替登録が初めての方は、国保年金課10番窓口での手続きの後、収納課で口座登録も必要です。
- ・保険税の滞納がある方はこの手続きはできません。また、口座振替への変更後に滞納が生じた場合は、再度特別徴収になります。

【イ】普通徴収(納付書払い又は口座振替)

特別徴収にならない場合は、金融機関などの窓口で納付書を使って保険税を納めます。これを「普通徴収」といい、八戸市の普通徴収の納期は7月から翌年2月の8期となっています。

保険税の納税通知書は、毎年7月上旬に発送します。その後国保加入者の資格や所得情報に変更があった場合等には、翌月20日頃に納税通知書を発送します。

普通徴収の納期限が土日祝日や閉庁日に重なる場合は、その翌平日が納期限になります。

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【ア】 特別徴収	年金 天引	—	年金 天引	—	年金 天引	—	年金 天引	—	年金 天引	—	年金 天引	—
【イ】 普通徴収	—	—	—	1期 (7/31)	2期 (9/1)	3期 (9/30)	4期 (10/31)	5期 (12/1)	6期 (1/5)	7期 (2/2)	8期 (3/2)	—

～ 保険税の納付は便利な口座振替で ～

口座振替をお申し込みいただくと、納付書払い(普通徴収)の分について、御指定の口座から各納期の納期限の日に(又は全額を第1期の納期限の日に)自動引落になります。

納付のために金融機関等へ出掛ける必要がなく、納め忘れもない便利な口座振替にしましょう。

申 込 方 法	納税通知書・預貯金通帳・通帳の届出印をお持ちの上、市内の金融機関・全国のゆうちょ銀行でお申し込みください。申込用紙は市内金融機関・市内のゆうちょ銀行に備え付けてあります。 [注] 保険税は世帯主に課税されます。申込用紙の納入義務者欄には世帯主のお名前を御記入下さい。			
口座振替 の 開 始	ゆうちょ銀行	翌月の納期分から振替		振替日は各納期の納期限日です。全期一括振替の場合は第1期の納期限日に全額振替されます。
	その他金融機関	10日までの申込分	当月の納期分から振替	
		11日以降の申込分	翌月の納期分から振替	
口座振替 の 結 果	保険税の振替結果は、毎年1月中旬郵送の「口座振替済通知書」でお知らせします。その内容は主に確定申告の際の参考としていただくことを想定し、前年1月から12月までの振替分となっています。(第1期(7月)から第8期(翌年2月)までの振替分ではありません。)			

保険税の軽減制度を紹介します

1 低所得世帯の保険税の軽減（均等割額・平等割額の減額）

賦課期日（4月1日）（賦課期日後に国保世帯になった場合などは、その時点）において、世帯主、国保加入者及び特定同一世帯所属者【注】の前年所得（※③）の合計額が一定基準以下であれば、該当する基準に応じて均等割額と平等割額が減額されます。（右の表参照。）

手続きは必要ありませんが、無申告者がいるなど、所得不明者がいる世帯では軽減が適用されませんので、所得がない方でも必ず申告しましょう。

令和7年度の基準	軽減割合
43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} 以下	7割軽減
43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} + (30万5千円 × 国保加入者と特定同一世帯所属者の合算数) 以下	5割軽減
43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} + (56万円 × 国保加入者と特定同一世帯所属者の合算数) 以下	2割軽減

※③前年所得について所得割額の対象となる課税標準額と異なります。

- ・基礎控除の適用はありません。
- ・事業所得などの青色専従者給与又は事業専従者控除の適用はありません。
- ・分離課税の譲渡所得に係る特別控除の適用はありません。
- ・所得割額の計算上例外的に認められていない雑損失の繰越控除は適用されます。
- ・65歳以上の方（賦課期日の属する年の1月1日時点）の公的年金等に係る雑所得については、公的年金等控除の適用後さらに15万円を控除した金額で計算します。

2 社会保険等の被扶養者だった方の保険税の減免【手続き不要】

社会保険等（社会保険・健康保険組合・共済組合等をいい、国保組合は除きます。）の被保険者本人が後期高齢者医療制度へ移行することにより、社会保険等の被扶養者でなくなって国保に加入することとなった65歳以上の方を「旧被扶養者」といいます。旧被扶養者に係る保険税は、次のとおり減免されます。

- 所得割額：全額免除
- 均等割額：資格取得日から2年間、半額になるよう減免（※④）
- 平等割額：旧被扶養者のみの国保世帯に限り、資格取得日から2年間、半額になるよう減免（※④）

※④通常の額の半額となるよう減免されます。2割軽減世帯の場合、2割軽減と合わせて5割減免となります。7割軽減・5割軽減世帯の方は既に通常の額の半額以下となっているため旧被扶養者の減免は対象外です。

3 未就学児の均等割額の5割軽減【手続き不要】

令和4年度分から、未就学児の均等割額が5割減額されています。低所得世帯軽減（7割・5割・2割）が適用される場合は、軽減後の未就学児の均等割額がさらに5割減額されています。

4 産前産後期間の保険税の軽減【手続き必要】

令和5年11月1日以降に出産する被保険者の出産予定日又は出産日の属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合、出産予定日または出産日の属する月の3か月前から6か月間）の所得割額・均等割額が軽減されます。（対象となる「出産」は妊娠85日以降の分娩をいい、死産、流産（人工妊娠中絶含む）及び早産も対象となります。）

出産予定日の6か月前から届出できます。また、出産後の届出も可能です。

必要書類をお持ちの上、10番窓口（国保年金課）、南郷事務所、各市民サービスセンターのいずれかにお越しください。

必要書類 出産予定日又は出産日と単胎・多胎妊娠の別を確認できる書類（母子健康手帳など）

※出産後に届出の場合、親子関係を明らかにする書類（出生届出済証明を受けた母子健康手帳など）

5 非自発的失業者の保険税の軽減【手続き必要】

倒産・解雇・雇い止めなど事業所都合や、やむを得ない自己都合等により離職された方（非自発的失業者）の保険税が軽減される制度があります。

対象者	離職時点で65歳未満で、「雇用保険受給資格者証等（雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知）」の離職理由が「11, 12, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34」の方。（特定受給資格者又は特定理由離職者） 雇用保険特例受給資格者証等（特と記載）又は雇用保険高齢受給資格者証等（高と記載）は対象外です。
対象期間	雇用保険受給資格者証等の離職年月日の翌日からその翌年度の末日まで。
制度の内容	・保険税計算の基礎となる前年所得のうち、対象者の給与所得を30/100の額とみなして保険税を計算します。 ・離職年月日の翌日の属する月以降に係る保険税の計算に適用します。 ・対象者の属する世帯の医療費の自己負担限度額が引き下がる場合もあります。
手続き	手続きが必要です。対象者の雇用保険受給資格者証等をお持ちの上、10番窓口（国保年金課）、南郷事務所、各市民サービスセンターのいずれかへお越しください。（代理人可） なお、国保加入又は雇用保険受給資格者証等の交付を受けた都度手続きが必要です。

【注】国保から後期高齢者医療制度に移行して引き続きその国保世帯に属する方を「特定同一世帯所属者」といい、その方他に国保加入者が1人のみの世帯のうち、その移行した方の移行した月からの経過年数に応じて、5年経過する月までの世帯を「特定世帯」、6年目以降8年経過する月までの世帯を「特定継続世帯」といいます。それぞれの世帯の平等割額（介護分を除く。）は、特定世帯は通常の額の1/2、特定継続世帯は通常の3/4の額となります。なお、世帯主が変わるなどの異動により適用されなくなる場合があります。

保険税納付の御相談

やむを得ない事情により保険税を納められない場合には、分割納付、一定期間の納税の猶予、または収入状況などの調査の結果減免される場合もありますので収納課へ御相談ください。

保険税の納付についての御相談は
収納課（別館3階）
電話 43-9173・43-9174・43-9175

よくある質問

質問1：後期高齢者支援金分とは何ですか？

回答1：平成20年度の後期高齢者医療制度の開始に伴って、それまで国保税の「基礎分」の中で負担してきた老人保健拠出金に相当する分として分けられたのが、後期高齢者支援金分です。これは、後期高齢者医療保険に加入されている方の医療費の一部を負担するために、国保に加入されている方全員に負担していただく保険税です。

質問2：昨年よりも保険税額が高くなりましたがなぜですか。

回答2：主に次の場合などに保険税額が上がります。（その他の理由の場合もあります）

- 国保加入者の前年所得が増えた。（所得割額が増えます。1ページ参照）
- 世帯主または国保加入者で前年所得を申告していない方がいるため「低所得世帯の保険税の軽減」が適用されなくなった。（3ページ1参照）
- 世帯主、国保加入者及び特定同一世帯所属者の前年所得の合計額が増えた等により「低所得世帯の保険税の軽減」の割合が変わった。（3ページ1参照）
- 国保加入者が増えた。（均等割額が増えます。1ページ参照）
- 国保加入者が40歳に到達し介護分が加算されるようになった。（1ページ参照）
- 「非自発的失業者の保険税の軽減」が終了した。

質問3：会社を退職して今は所得が無いのに保険税がかかるのはなぜですか？

回答3：保険税は前年所得に基づき税額が計算されます。所得が無くなったことが保険税に反映されるのは翌年度の保険税になります。なお「非自発的失業者の保険税の軽減」手続き（3ページ5参照）は国保年金課へ、「保険税納付の御相談」（4ページ参照）は収納課へお問い合わせください。

質問4：市県民税の申告で扶養控除が増えたのに保険税が安くなっていないのはどうしてですか。

回答4：保険税では扶養控除や配偶者控除などは適用されないためです。（1ページ参照）

質問5：世帯主の私に納税通知書が送られてきました。私自身は会社の社保に入っているのになぜ私宛なのですか？

回答5：保険税は国保加入者がいる世帯の世帯主にかかります。世帯主が社会保険などに加入している場合でも、その世帯に国保加入者がいるときは世帯主が納税義務者になります。

質問6：納期限を過ぎた納付書は使えますか。

回答6：市内金融機関・収納課・南郷事務所・市民サービスセンターでは使用できます。コンビニ等では納付書左下のコンビニ取扱期限までしか使えません。コンビニ取扱期限を変更した納付書が必要な場合は収納課へ御相談ください。収納課：電話43-9172、43-9173、43-9174、43-9175

★ 国民健康保険から社会保険等に異動された方へ ★

社会保険等に加入した場合は、国民健康保険の脱退（資格喪失）の手続きが必要です。（自動的に脱退の手続きは行われません。）

資格喪失の手続きをしないと、国保に加入したままになってしまい、保険税と社会保険料の二重払いになったり、保険税の督促状が届いたりしますので、忘れずに手続きをお願いします。

問合せ先

保険税の計算 保険税の軽減制度など	10番窓口（本館1階 国保年金課）	0178-43-9384
国保加入・脱退など	8番窓口（本館1階 国保年金課）	0178-43-9487
保険税納付の相談	収納課（別館3階）	0178-43-9173 0178-43-9174 0178-43-9175
その他のお問合せ	八戸市庁 代表電話 0178-43-2111	